

文 京 区
自動販売機設置者
一般競争入札参加要項

令和 8 年 9 月
文京区施設管理部施設管理課

自動販売機設置までのスケジュール

1 入札参加申込み

受付期間 令和8年9月4日（金）から同9月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
受付場所 文京区施設管理部施設管理課 文京シビックセンター 13階
申込方法 受付場所へ申込書類を持参してください。

2 質問及び回答

質問期間 令和8年9月18日（金）から同9月29日（火）午後5時まで
質問方法 所定の様式を利用の上、電子メールで提出してください。
回 答 令和8年10月7日（水）までに、質問に対する回答を電子メールで送信します。

3 入札及び開札

入札日時 令和8年10月22日（木）午後3時00分から
入札場所 2103会議室
入札後、その場で開札を行い、落札者を決定します。

4 契約の締結

落札者は、文京区と令和8年11月10日（火）までに自動販売機の設置に係る区有財産賃貸借契約を締結します。

5 貸付料の納付

貸付期間中の年度ごとの前納とし、文京区が発行する納入通知書により指定期日までに貸付料を納めていただきます。
初回（令和8年12月から令和9年3月までの4か月分）の納付期限は、令和8年11月30日（月）となります。

6 自動販売機の設置

自動販売機を設置する日時等は、施設の所管課と協議の上決定し、設置します。

7 貸付開始

令和8年12月1日から貸し付けます。

目 次

1	募集に当たり	1
2	対象物件	1
3	入札参加資格	1
4	自動販売機の設置に関する諸条件	2
5	入札手続	3
6	落札者の決定	6
7	契約の締結	7
8	貸付料の納付	7
9	問合せ先	7

附属書類

物 件 説 明 書
各種書類を作成する際の注意事項
区 有 財 産 貸 付 契 約 書
仕 様 書

様 式

様式第1号	入 札 参 加 申 込 書
様式第2号	誓 約 書
様式第3号	質 問 書
様式第4号	入 札 辞 退 届
様式第5号	入 札 書
様式第6号	自動販売機販売実績報告書

1 募集に当たり

文京区は、一部の区有施設内に設置する飲料用及び軽食用自動販売機（以下「自動販売機」という。）について、設置事業者を募集し、一般競争入札により決定します。

参加を希望される方は、次の各事項をよくお読みになり、入札方法、現地の状況及び契約の条件を承知の上、入札参加の申込みを行ってください。

また、文京シビックセンター２５階左側(物件番号１)を落札した業者は、文京シビックセンター２５階右側(物件番号２)の入札に参加できないものとします。

2 対象物件

物件 番号	名 称	所在地	場 所	貸付 面積
1	文京シビックセンター 25階左側	文京区春日一丁目 16番21号	25階 展望ラウンジ内左側	2.20 m ²
2	文京シビックセンター 25階右側		25階 展望ラウンジ内右側	2.20 m ²

※ 各物件の詳細は、本要項に附属する物件説明書及び現地を確認してください。

※ 現地を確認する際に、あらかじめ施設の担当者への連絡が必要な物件があります。

詳しくは、物件説明書の「特記事項」欄をご覧ください。

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体、その役員又は構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

- (5) 法人税を滞納していないこと。

4 自動販売機の設置に関する諸条件

- (1) 区有施設への自動販売機設置の権原

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する行政財産の一部貸付け

- (2) 貸付けの種類

土地・建物賃貸借契約（この契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の適用を受けません。）

- (3) 用途の指定

物件の用途は、自動販売機及び使用済容器回収ボックスの設置に限定します。1 か所に設置できる自動販売機の数、1 台です。

- (4) 貸付期間

貸付期間は、令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 12 年 9 月 30 日（月）までです。

契約の更新や期間の延長は行いません。

- (5) 貸付料

貸付料は、入札により決定します。

- (6) 電気料金

設置事業者は、設置した自動販売機の電気使用量に応じて電気料金を負担します。電気使用量を計るため、子メーターを各貸付範囲内に設置してください。

区は、各子メーターで計量した月ごとの電気使用量に基づき、電気料金を算定し、設置事業者へ請求します。

電気料金の算定式は、次のとおりです。

$\text{月額電気料金} = \text{子メーターの月間電気使用量} \times \frac{\text{親メーターの月額電気料金}}{\text{親メーターの月間電気使用量}}$
--

- (7) 設置する機器について

自動販売機は、原則として、最新の機器を設置することとします。

- (8) 使用済容器回収ボックスの設置

各貸付範囲内に使用済容器回収ボックスを設置してください。

- (9) 災害時における飲料用自動販売機内の販売品の無償提供

地震、風水害等の災害が発生した場合は、飲料用自動販売機内の販売品を無償提供していただきます。

これに伴い、飲料用自動販売機には、災害時に電力が供給されているか否かにかかわらず、飲料用自動販売機内の販売品を無償提供することができる機能を備えていただきますが、手動型又はバッテリー搭載型の種別は問いません。

(10) 転倒防止板等の設置

転倒防止板等は、各貸付範囲内に設置してください。

(11) ユニバーサルデザイン等の採用

設置する飲料用自動販売機は、ユニバーサルデザインを採用した機器とします。

(12) プラスチックごみの削減

設置する飲料用自動販売機における販売品については、プラスチックごみの削減を推進するため、缶又はガラス瓶の容器を用いた飲料とします。ただし、ペットボトルの水（ミネラルウォーター類）や、紙パック飲料のうち、化石資源由来のプラスチックを一切使用していないストローで提供しているものは販売できるものとします。

(13) 非接触対応型

各種感染症対策として、自動販売機本体に触れずに購入できる非接触対応型の機器を、可能な限り導入すること。

非接触対応型の機器の導入が難しい場合には、購入者が触れる箇所（購入ボタン等）に抗菌加工又は抗ウイルス加工を施すなど感染症対策を行うこと。

(14) キャッシュレス決済対応

現金支払いだけでなく、読み取りパネル等にカード等をタッチして決済ができる、キャッシュレス決済対応を可能な限り導入すること。

(15) その他の契約条件

その他の契約条件については、本要項に附属する「区有財産貸付契約書」及び「仕様書」をご確認ください。

5 入札手続

(1) 入札参加申込み

ア 申込方法

入札への参加を希望する方は、「カ 申込書類」に記載された書類を受付場所へ直接持参してください。

イ 受付期間

令和8年9月4日（金）から令和8年9月15日（火）まで。ただし、日曜日

及び土曜日は、閉庁日のため受け付けできません。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除きます。

エ 受付場所

文京区春日一丁目16番21号

文京シビックセンター 13階 文京区施設管理部施設管理課

オ 件 名

自動販売機設置に係る区有財産貸付け

カ 申込書類

次の表に記載する申込書類を各1部提出してください。

なお、入札参加資格を審査するに当たり、表に記載する書類以外のものの提出を求めることがあります。

提出いただいた書類は、入札参加資格の審査結果及び入札参加の辞退又は入札の結果にかかわらず返却しません。

No.	申 込 書 類	備 考
1	入札参加申込書	様式第1号
2	誓約書	様式第2号
3	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	※1
4	法人税の納税証明書その1	※1、※2
5	設置する自動販売機の仕様が分かる資料	※3

※1 発行から3か月以内の原本とします。

※2 入札参加申込時点で入手できる直近の年の納税証明書とします。

※3 複数の機器が掲載されている資料を提出する場合や、複数の物件に申し込みを行う場合は、物件ごとに設置予定の機器が判別できるように資料の該当箇所にその旨を記載してください。

申込後、設置までの期間に各条件に合致する新しい機器が発売された場合は、原則として、当該機器を設置してください。

(2) 入札参加資格の審査

申込書類の受付後、申込者の入札参加資格を審査します。

なお、後日、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

(3) 質問書の提出と回答

この入札に関する質問については、入札参加申込みをされた方を対象として、次のとおり受け付け、後日、回答をします。

ア 質問方法

質問書（様式第3号）に質問内容とその他必要事項を記載の上、入札担当へ電子メールでお送りください。入札担当の電子メールアドレスは、本要項「9 問合せ先」に記載しています。

イ 質問受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年9月29日（火）午後5時まで
質問受付期間外の質問書については、回答しません。

ウ 回答

質問内容とその回答を、入札参加資格がある全ての方に対して、令和8年10月7日（水）までに、入札参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに送信します。

(4) 入札参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第4号）を持参又は郵送により提出してください。入札の前日までに同届を提出することができないときは、あらかじめ入札担当へ電話をしてください。

(5) 入札及び開札の執行

ア 日時

物件ごとに次の日時で入札を行います。入札後、その場で開札し、落札者を決定します。

※ 入札開始時刻に遅れると、入札に参加することができません。当日は、時間に余裕をもって来庁してください。

(ア) 実施日

令和8年10月22日（木）

(イ) 開始時間

物件番号	開始時間
1	午後3時00分
2	午後3時15分

イ 会場

文京区春日一丁目16番21号

文京シビックセンター21階 2103会議室

※ 入室できる方は、一申込者につき1人に限ります。

ウ 入札方法

(ア) 入札書の作成

入札書（様式第5号）に、応札する物件の物件番号、入札実施日の日付、消費税を含まない月額貸付料その他必要事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れて入札箱に投かんしてください。

封筒は、長形 3 号又はこれより小さいサイズの封筒を各自でご用意ください。

(イ) 入札の取りやめ

入札参加者が連合して、又は不穏な行動をするなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、その入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(ウ) 入札書の書換え

投かんした入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(エ) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、無効とします。

- a 入札に参加する資格がない者のした入札
- b 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に有効な記名若しくは押印のないもの
- c 2 通以上の入札書を提出した者のした入札
- d 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札
- e 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- f 金額欄に 0 円と記載されたもの
- g 錯誤による入札であると入札担当者が認めた入札
- h 前各号のほか、入札条件に違反したもの

(オ) 再度入札

開札した結果、区が定める予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。再度入札の回数は 1 回とします。入札当日は、再度入札を想定し、入札書と封筒を余分に用意してください。

再度入札に参加できる方は、入札が無効とされなかった方に限ります。再度入札に参加する方は、前回の最高入札額を上回る価格で入札をしてください。

6 落札者の決定

- (1) 区が定める予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした方が 2 人以上のときは、くじを引いていたき、落札者を決定します。くじを引かない方がいるときは、代わりに入札事務に関係のない職員が引くことになります。

7 契約の締結

- (1) 落札者と区は、令和8年11月10日（火）までに本要項に附属する「区有財産貸付契約書」により契約を締結します。
- (2) 契約は、区が落札者とともに契約書に記名押印したときに成立します。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額とします。
- (4) 契約の締結に要する費用は、落札者の負担とします。

8 貸付料の納付

貸付料は、年度（4月から翌年3月までを1年度とする。）ごとの前納とし、区が発行する納入通知書により納付期日までに納めていただきます。

なお、初回（令和8年12月から令和9年3月までの4か月分）の納付期限は、令和8年11月30日（月）となります。

9 問合せ先

自動販売機設置者募集に関する問合せ先（入札担当）

文京区 施設管理部 施設管理課

東京都文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター 13階

直通電話 03（5803）1163 FAX 03（5803）1339

メールアドレス b-civic@city.bunkyo.lg.jp